**指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規程**

**株式会社TSU-NA-GU**

**訪問看護ステーション　FAMILY NURSE．**

**（事業の目的）**

第１条

株式会社TSU-NA-GUが開設する訪問看護ステーションFAMILY NURSE.（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する事を目的とする。

**（運営の方針）**

第２条

１．指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

２．事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３．事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となる事の予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

４．事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５．事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制に整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６．指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７．指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

**（事業の運営）**

第３条

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

**（事業所の名称等）**

第４条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名　称　訪問看護ステーション FAMILY NURSE.
2. 所在地　広島県三原市宮浦三丁目13番15号

**（従業者の職種、員数及び職務内容）**

第５条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

1. 管理者　看護師　１名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

1. 看護職員　3名

看護師　3名（１名管理者兼務）

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき指定訪問看護〔指定介護訪問看護〕の提供にあたる

**（営業日及び営業時間）**

第６条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日　月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、８月１５日、１２月２９日から１月３日までを除く。

1. 営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
2. サービス提供時間　午前９時から午後５時とする。
3. 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

**（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）**

第７条

事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う事を目的として、次に揚げる事業を行う。

1. 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

1. 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
2. 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

**（指定訪問看護の利用料等）**

第８条

１．指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）によるものとする。

２．指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年３月１４日厚生省告示第１２７号）によるものとする。

３．次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。

４．指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

５．法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

**（通常の事業の実施地域）**

第９条

通常の事業の実施地域は、三原市（佐木島、小佐木島、久井町、大和町を除く）とする。

**（衛生管理等）**

第１０条

１．事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２．事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に揚げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね６ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

**（緊急時等における対応方法）**

第１１条

１．従業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２．事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３．事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

４．事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

**（苦情処理）**

第１２条

１．事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２．事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３．事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（苦情相談窓口担当者：管理者　西村　彩）

**（個人情報の保護）**

第１３条

１．事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２．事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

**（虐待防止に関する事項）**

第１４条

１．事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に揚げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（虐待に関する窓口担当者：管理者　西村　彩）

**（事業継続計画の策定等）**

第１５条

１．事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画の従い必要な措置を講じるものとする。

２．事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３．事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**（地域との連携等）**

第１６条

１．事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

**（その他運営に関する留意事項）**

第１７条

１．従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する

２．事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

３．事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

４．この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社TSU-NA-GUと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

　　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

 　　　　　　　　　　　令和６年2月　作成